

(令和2年8月25日 司法研修所)

令和2年度考試時の司法研修所寮における感染防止対策につ

いて

考試時の司法研修所いずみ寮及びひかり寮における新型コロナウイルス感染防止対策は、以下のとおりとする。

1 全般

(1) 感染防止に向けた行動

入寮者に対し、3密の防止、手洗い（手指消毒）・うがい等の感染防止に向けた行動を励行するよう求める。また、毎日検温するとともに、健康管理に努めるよう求める。

(2) 不要不急の外出の自粛

入寮者に対し、不要不急の外出を自粛するよう求める。

(3) 感染防止対策の周知

入寮者に対して、感染防止対策に関する注意喚起の掲示を行うとともに、文書を発出して寮における感染防止対策について周知徹底する。

2 接触感染の防止

(1) 手指の消毒

手指の消毒を徹底するため、1階ロビー、各階のエレベーター前及びランドリー室前にアルコール消毒剤を設置する。

(2) 共用部分の消毒

寮内施設で多人数による接触リスクが高いと想定される共用部分（自動販売機、エレベーター等）を中心に、定期的に消毒を行う。

(3) 入退寮時の鍵の授受

入退寮時の鍵の受渡時にはトレイ等を利用するなど、入寮者との間の直接の受渡しを避け、担当する係員はビニール手袋を着用する。

3 飛沫感染の防止

(1) マスクの着用、会話や発声の自粛

入寮者は、寮内を移動する際にはマスクを着用するとともに、ロビー、廊下、階段、トイレ、給湯室、ランドリー室等、共用部分での会話や発声を控える。

(2) 施設の利用制限

3密状態を避けるため、割り当てられた居室以外の居室への入室は禁止する。

談話室及びセミナールームも使用禁止とする。

なお、居室内での飲酒は禁止しないが、居室内やロビー等に複数で集まっての飲酒は禁止する。

(3) ランドリー室の使用

ア 入寮者は、洗濯を行う際には、居室が割り当てられたフロアにあるランドリー室以外は使用しない。利用時間は、午前7時から午後11時までとし、使用後は洗濯物を速やかに回収する。

イ 利用者の集中を避けるため、土、日及び祝日については、各フロアの居室番号により利用時間を割り当てる。

ウ 洗濯機等が全て使用中である場合には、3密状態を避けるため、ランドリー室内では待機せず、時間を空けてから改めて使用してもらうこととするが、待ち時間がごく短時間であれば、ランドリー室前の廊下において待機位置の表示に従って待機させる。

(4) エレベーターの使用制限

ア 3密状態を避けるため、4階以下のフロアに入居した入寮者については、エレベーターの使用を禁ずる。5階以上のフロアに入居した入寮者も、エレベーターの使用は極力控え、できる限り階段を利用する。

身体の障害等によりエレベーターの使用が必要な者は、あらかじめ寮務係への申出をさせる。

イ エレベーターを使用する際は、一度に利用できる人数を4名までとし、エ

レベーター内の床に表示された立ち位置を示す表示に従って間隔をとって利用させる。

4 换気

(1) 换気の励行

施設管理及び防犯上等の理由により、終日にわたって出入口や低層階の非常口の扉等を開放して換気することは行わないが、2階以上の廊下等の窓については、天候や気温に配慮しながら、できる限り開放して換気に努める。

(2) 居室の換気

入寮者が居室の換気を行う際は、居室の窓を開けて行う。

5 分散入退寮

入退寮の事務手続の際は、配属庁又は入寮したフロアごとに日付及び時間帯を指定する扱いとし、路線バスの混雑等を招かぬよう、移動する人員が集中しないよう工夫する。